



事 務 連 絡
平成 20 年 1 月 7 日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

福祉用具使用に際しての安全性の確保等について

介護保険事業の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般報道にありましたとおり、介護保険の福祉用具貸与として給付対象になり得る介護ベッドを利用する方が火災により死亡するという事故が発生しました。

本事例では、介護保険による福祉用具の利用はありませんでしたが、福祉用具は利用者等の適正な利用により、初めて適切な効果を得ることができるものです。

よって、福祉用具サービスの提供に当たっては、製品の安全性の確保のみならず、利用者等による使用方法についての安全性の確保が必要となります。

福祉用具貸与・販売の提供に当たっては、運営基準（※1）上、指定事業者（※2）は、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこととされております。

これは、使用に際し注意を必要とする電動車いす等を始めとして、利用者自身が使用方法を理解し、福祉用具専門相談員が使用方法の指導を行い、ひいては介護支援専門員等が当該福祉用具の使用状況についての情報を共有することで、福祉用具の適切で安全な使用を図ることを目的としたものです。

つきましては、改めて福祉用具貸与・販売の利用者へ福祉用具使用に際しての安全性の確保がなされるよう、管下の指定事業者や指定居宅介護支援事業所等へ周知・徹底頂くとともに、市町村、関係団体等に対してもご周知下さいますようお願いいたします。

（※1）「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）

（※2）指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者